

令和6年度所沢市農業委員会通常総会議事録

開催日時	令和6年4月19日（金） 午後3時00分～午後3時40分
開催場所	所沢市役所8階大会議室
議案	議案第1号 令和5年度所沢市農業委員会事業報告について
	議案第2号 令和6年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画（案）について
	議案第3号 令和7年度農林業関係税制改正要望事項（案）について
	議案第4号 令和6年度所沢市農業施策に関する意見（案）について

出席委員

1番 斎藤 昇	2番 二上 茂雄	3番 池之谷 昭治
4番 岩崎 良一	5番 肥沼 一彦	6番 齊藤 喜代治
7番 田中 宏	8番 吉田 英和	9番 北田 良孝
10番 栗原 明夫	11番 栗原 茂	12番 平岡 豊子
13番 鹿島 正之助	14番 肥沼 正明	15番 中 茂紀
16番 水村 英紀		
18番 諸星 孝治	19番 糟谷 裕義	20番 池田 仁志
21番 野村 雄二	22番 見澤 宏美	23番 粕谷 治彦
24番 鈴木 孝史	25番 山田 広行	26番 横山 進
27番 北田 守男	28番 加藤 誠人	29番 佐久間 武
欠席 17番 新井 祥穂		

農業委員会事務局により進行。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日は、議席番号17番 新井委員から欠席の連絡がありましたのでご報告します。

本日の議事録署名委員に議席番号2番 二上 茂雄委員、議席番号3番 池之谷 昭治委員を指名します。

議案第1号 令和5年度所沢市農業委員会事業報告について

議長： 「議案第1号 令和5年度所沢市農業委員会事業報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 令和5年度所沢市農業委員会事業報告について」ご説明いたします。

議案第1号

令和5年度所沢市農業委員会事業報告について

次のとおり審議願います。

令和6年4月19日

所沢市農業委員会会長 栗原 茂

「令和5年度事業報告」「1会議の開催状況」です。

「(1)通常総会」は、4月21日に開催し、4議案を審議しました。

「(2)総会」は、毎月1回開催し、農地法の規定による許可申請等について審議しました。

「(3)農地利用最適化推進会議」は、偶数月に開催し、年5回の開催となり、農地利用状況調査や農業者年金加入推進活動等について審議しました。8月については、委員改選の関係で開催していません。また、4月は通常総会と同日に開催しました。

「(4)地区打ち合わせ」は、毎月1回3地区において開催することになっており、地区ごとに8回開催、7月、8月、12月、3月はそれぞれ合同で開催し、農地利用最適化推進活動や農地転用、利用権設定の総会議案等について打ち合わせを行いました。

「2会議・研修視察等の開催状況」は、農業委員会入間地方協議会などが開催する総会等に出席しました。

「3要望活動」は、令和6年度農林業関係税制改正要望事項を埼玉県農業会議会長へ提出しました。また、令和5年4月21日に所沢市長に「令和5年度所沢市農業施策に関する意見書」を提出しました。

「4農地移動状況」になります。

「(1)農地法第3条許可(権利区分別)」は、22件の許可をしました。

令和4年度は25件でした。

「(2)農地法第3条許可(理由別)」は、22件を理由別にまとめました。

「(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出」は、74件でした。令和4年度は109件でした。

「(4)農地法第4条(区域区分別)」は、合計44件でした。

令和4年度は40件でした。

「(5)農地法第5条(権利区分別)」は、合計239件でした。

令和4年度は213件でした。

「(6)農地法施行規則該当転用届出」は、5件でした。

令和4年度は10件でした。

「(7)農地法第4条(用途別)」は、44件を用途別にまとめました。

「(8)農地法第5条(用途別)」は、239件を用途別にまとめました。

市街化調整区域の区分「その他」の2件につきましては、営農型太陽光発電設備及び来客用駐車場及び通路、直販カートの設置になります。

「(9) 各種証明等事務処理状況」は、発行した証明書や通知件数等を種類別にまとめ、合計で277件でした。

令和4年度は325件でした。

「5 各種事業実施状況」になります。

「(1) 農地利用状況調査」は、農地利用状況調査の結果を地区別にまとめました。全体の是正率は82.7パーセントでした。

「(2) 農業者年金の加入・受給状況」は、令和5年度の新規加入者は1人でした。

①の加入状況は、加入者が34人、待期者が18人です。

待期者は、60歳以上で既に年金保険料の払い込みは終了していますが、65歳未満等で、まだ年金を受給されていない方です。

③の農業者年金加入促進活動としましては、戸別訪問や広報活動を実施し、農委だよりに加入推進記事を掲載しました。

「(3) 農地サポート事業」は、21件の契約が成立し、66,846平方メートルを流動化しました。

令和4年度は、9件の契約が成立し、27,859.81平方メートルでした。昨年度と比べ、農業振興課との連携を強化し、農地の流動化及び集積・集約化を図った結果、サポート事業による利用権設定が増加しました。

「(4) 農業機械情報登録事業」は、登録が0件、成立が0件でした。

説明は以上です。

議長： 議案第1号、令和5年度所沢市農業委員会事業報告について、ただいまの事務局からの説明に対して、質疑、意見はありませんか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。採決につきましては、所沢市農業委員会総会会議規則第10条の規定により、挙手をもって行います。

議案第1号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第1号につきましては、原案のとおり決定いたします。

議案第2号 令和6年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画（案）について

議長： 「議案第2号 令和6年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 令和6年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画（案）について」ご説明いたします。

議案第2号

令和6年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画（案）について
次のとおり審議願います。

令和6年4月19日

所沢市農業委員会会長 栗原 茂

「1 令和6年度所沢市農業委員会活動の基本方針」については、記載のとおりです。

「（1）基本方針」は、「①遊休農地の発生防止・解消」「②優良農地の保全」「③担い手の確保・育成」の3項目です。

「（2）具体的な施策」は、「①遊休農地の発生防止・解消」「②優良農地の保全」「③担い手の確保・育成」「④基本方針の実現に向けて」の4項目で、それぞれの内容は記載のとおりです。

「2 令和6年度事業計画」になります。

「（1）会議、研修会等の開催」は、以下の表のとおり予定しております。

「④研修会及び講演会」の「ア先進地視察研修会の実施」については、宿泊ではなく日帰りとなります。

「（2）基本方針に基づく主な活動」については、①から⑬までのとおりとなります。

説明は以上です。

議長： 議案第2号、令和6年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画（案）について、ただいまの事務局からの説明に対して、質疑、意見はありませんか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

議案第2号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第2号につきましては、原案のとおり決定いたします。

恐れ入りますが（案）を消してください。

議案第3号 令和7年度農林業関係税制改正要望事項（案）について

議長： 「議案第3号 令和7年度農林業関係税制改正要望事項（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 令和7年度農林業関係税制改正要望事項（案）について」ご説明いたします。

議案第3号

令和7年度農林業関係税制改正要望事項（案）について

次のとおり審議願います。

令和6年4月19日

所沢市農業委員会会長 栗原 茂

令和7年度農林業関係税制改正要望事項は、相続税・贈与税納税猶予制度についての要望となります。要望項目と要望理由を読み上げます。

【要望項目】は、循環型農業として土地利用が図られている平地林を相続税・贈与税納税猶予制度の対象とする。

【要望理由】は、循環型農業のための堆肥づくり等に利用される平地林は、農業経営を維持するための重要な生産基盤であるが、納税猶予の適用除外とされている。相続税を納付するために処分するなど、農業経営を行っていくうえで大きな支障となっていることから、相続税納税猶予の適用対象とすべきである。

令和5年度と同様に1件の要望となります。

説明は以上です。

議長： 議案第3号、令和7年度農林業関係税制改正要望事項（案）について、ただいまの事務局からの説明に対して、質疑、意見はありませんか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

議案第3号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第3号につきましては、原案のとおり決定いたします。

恐れ入りますが（案）を消してください。

議案第4号 令和6年度所沢市農業施策に関する意見（案）について

議長： 「議案第4号 令和6年度所沢市農業施策に関する意見（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 令和6年度所沢市農業施策に関する意見（案）について」ご説明いたします。

議案第4号

令和6年度所沢市農業施策に関する意見（案）について

次のとおり審議願います。

令和6年4月19日

所沢市農業委員会会長 栗原 茂

「令和6年度所沢市農業施策に関する意見について」は、記載のとおりです。

意見は大きく3項目あり、

- 1 優良農地の保全と有効活用について
- 2 担い手の育成・支援について
- 3 農業振興施策の充実について

それぞれの内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

議長： 議案第4号、令和6年度所沢市農業施策に関する意見（案）について、ただいまの事務局からの説明に対して、質疑、意見はありませんか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

議案第4号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第4号につきましては、原案のとおり決定いたします。

恐れ入りますが（案）を消してください。

ただいまご了承をいただきました意見書につきましては、本日、小野塚市長に提出いたします。

議案第1号から議案第4号までについては、すべて可決されました。

協議事項1 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

協議事項2 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について

議長： 「協議事項1 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」及び「協議事項2 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局： 初めに、「協議事項1 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」ご説明いたします。

「Ⅰ農業委員会の状況」は、令和5年4月1日現在の農業委員会の現在の体制及び農家・農地等の概要です。農業委員会の体制は改選前の状況を記載しています。

続きまして、「Ⅱ最適化活動の実施状況」です。令和5年度の農業委員会の活動実績、及びその内容を点検、評価した結果をまとめたものになります。

「1 最適化活動の成果目標」「（1）農地の集積」についてです。年度末の集積目標面積627.2ヘクタールに対し、集積実績面積638.9ヘクタールでした。活動に対する評価は、目標を達成し適切な活動の成果が表れたとしました。

「（2）遊休農地の発生防止・解消」は、令和3年度の緑区分の遊休農地の解消目標面積1.4ヘクタールに対し、解消実績面積0.4ヘクタールでした。活動に対する評価は、目標に及ばなかったことから一層の強化を要するとしました。

「（3）新規参入の促進」は、公表目標面積2.4ヘクタールに対し、公表実績面積0ヘクタールでした。活動に対する評価は、目標に及ばなかったことから一層の強化を要するとしました。

「2最適化活動の活動目標」です。「（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、月に7日、活動を行う農業委員は16人、推進委員は12人です。「（2）活動強化月間の設定」は、設定回数3回に対し、強化月間を3回実施し、それぞれ表のと通りの成果がありました。

「（3）新規参入相談会への参加」は、目標1回に対し、令和5年度は参加回数0回でした。

以上が令和5年度の農業委員会の活動実績等になります。目標の達成状況の標語は、ご説明した「1最適化活動の成果目標（1）～（3）」及び「2最適化活動の活動目標（2）（3）」のそれぞれの達成度に応じ点数化され、その合計点数により決定することと定められており、結果として、目標に対し期待どおりの結果が得られたとしました。

推進委員棟の点検評価結果につきましては記載のとおりです。活動記録簿の提出状況等が影響する指標になります。

「Ⅲ事務の実施状況」です。1から3までは、議案第1号で御審議いただいたとおりです。「4違反転用への対応」は、違反転用面積1.48ヘクタールで0.58haの増加でした。

次に、「協議事項2 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について」ご説明いたします。

「Ⅰ農業委員会の状況」は、令和6年4月1日現在の農業委員会の現在の体制及び農家・農地等の概要です。

「Ⅱ最適化活動の目標」「1最適化活動の成果目標」「（1）農地の集積」です。これまでの集積面積は638.92ヘクタール、集積率は45.3パーセントでした。令和4年度から埼玉県が定める目標を農業委員会の目標とすることとされたことから、令和12年度時点で50パーセントの農地の集積を目標としています。所沢市で令和12年度時点50パーセントの農地集積を達成する場合、今年度の新規集積面積は9.44ヘクタール、今年度末の集積面積の累計を648.36ヘクタール、集積率を46.0パーセントとしています。

「（2）遊休農地の解消」です。令和4年度から、緑区分と判断した遊休農地は5年で、すべて解消することとされたことから、解消目標面積は1.36ヘクタールとしました。黄区分と判断した遊休農地の解消のための工程表の策定方針は、令和5年度に引き続き「区分見直しを毎年度行うとともに、地形的条件不利地、権利関係の複雑化等、遊休化の要因ごとに農地の整理を行い、工程表を策定する」としました。新規に発生した緑区分の遊休農地については、調査の翌年度中にすべて解消することとされたことから、令和5年度に新規に遊休農地とされた7.2ヘクタールを解消目標とします。

「（3）新規参入の促進」です。令和4年度から目標項目に変更があり、「新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積」とされました。目標値は、直近3年間の権利移動面積の平均値を基準とし、その1割以上とされたことから、所沢市では2.63ヘクタールとしています。

「2最適化活動の活動目標」「（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」です。令和5年度に引き続き、1か月当たり一人7日としています。最適化活動を行う農業委員数は中立委員を除く16人、農地利用最適化推進委員は12人です。

活動日数は、事務局へ毎月御提出いただいている活動記録簿から集計します。

「（2）活動強化月間の設定目標」です。強化月間は最適化活動の3本の柱である、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進のそれぞれについて1か月ずつ設けることとされたものです。強化月間につきましては農地の集積は、地域計画の話し合いの実施予定の8月、遊休農地の解消は農地の利用状況調査の再調査を行う10月、新規参入の促進は昨年度と同様に令和6年2月としています。

「（3）新規参入相談会への参加目標」です。埼玉県、市町村等の開催する新規参入相談会に、推進委員等が1人以上参加することとされており、目標の参加回数は1回としています。現時点では埼玉県は相談会を開催しておらず、所沢市は新規参入希望者の問い合わせがあり次第、市役所別館にて随時相談を受けている状態です。新規参入相談の場に地区の推進委員等に同席をお願いする場合がありますので、よろしくお願いいたします。

協議事項1及び協議事項2の説明は以上です。

議長： 協議事項1、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について及び協議事項2、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について、ただいまの事務局からの説明に対して質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

協議事項1及び協議事項2につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、協議事項1及び協議事項2につきましては、原案のとおり決定いたします。

恐れ入りますが（案）を消してください。

協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について

議長： 「協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について」ご説明いたします。

「1 調査期間」は、令和6年7月26日（金）から8月9日（金）までです。

「2 調査員」は、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業振興課職員、農業委員会事務局職員です。令和5年度と同様に、各地区4人又は3人1組の2班体制で調査を実施します。

「3 事前周知」は、6月下旬に郵送する「農委だよりところざわ第91号」に記事を掲載するとともに「農地利用状況調査の実施について」を同封します。

市外の所有者にも同様の内容を通知し、合わせて広報ところざわ7月号に周知する記事を掲載します。

利用状況調査にあたって、事前に所在地等の確認をお願いします。

協議事項3の説明は以上です。

議長： 協議事項3、農地利用状況調査の実施（案）について、ただいまの事務局からの説明に対して質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

協議事項3につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、協議事項3につきましては、原案のとおり決定いたします。

恐れ入りますが（案）を消してください。

以上をもって本総会の審議事項につきましては、すべて終了いたしました。
皆様のご協力により、滞りなく議事を進めることができました。ありがとう
ございました。これにて議長職を解かせていただきます。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午後3時40分）